

年末交通事故防止県民総ぐるみ運動

1 実施期間

令和5年12月1日（金）から12月10日（日）までの10日間

2 スローガン

「運転は ゆとりとマナーの 二刀流」

3 運動重点

(1) 歩行者の安全な通行の確保

車の運転手さんは、横断歩道を横断しようとする歩行者がいる場合は、横断歩道手前で一時停止し、歩行者の横断を妨げないようにしましょう。

(2) 高齢運転者及び二輪運転者の交通事故防止

ア 高齢運転者の方は、加齢等に伴う身体機能の変化により、危険の発見が遅れがちになったり、危険回避のためのとっさの行動が困難となる等の傾向があります。

体調が悪いときには車両の運転を控えましょう。

イ バイクは車体が小さく、自動車の運転者から見た際に遠近感が掴みにくい、見えにくい等の特性があります。

速度の出し過ぎに注意し、交差点では安全確認を徹底するほか、対向車の動きにも注意しましょう。

(3) 飲酒運転等の根絶

飲酒運転は極めて悪質、危険な犯罪です。
お酒を飲んだら絶対に運転しないでください。

(4) 自転車の安全利用の推進

自転車を利用する方は、事故による被害を軽減するために、自転車用ヘルメットを着用しましょう。



署所在地

発行
署所在地
(084)
962-0110



年末における犯罪抑止活動の推進

- 刑法犯認知状況（広島県内）
10,591件
（令和5年9月末時点、前年同期比+1,734件）
- 特殊詐欺認知件数（広島県内）
225件、被害総額約6億3,996万円
（令和5年9月末時点
前年同期比+73件、+約8,939万円）

上記のとおり、広島県では特殊詐欺が多発しており、これから年末に向けて、不審電話の増加も予想されます。

また、年末には、ひったくりや車上ねらい等の街頭犯罪のほか、金融機関やコンビニエンスストア等を対象とした強盗の発生が懸念されます。

犯罪から身を守り、清々しく新年を迎えるためにも、地域ぐるみでの声掛けや、一人一人の防犯対策が大切になります。
地域一帯となって、安全安心なまちづくりを進めましょう。



「現金送れ」は
すべて詐欺！

管内事故・事件発生状況 (10月1日～10月31日)

物損事故：99件
人傷事故：12件
粗暴犯：1件
窃盗犯：7件

110通報の適切な利用を！



110番通報は緊急通報専用電話です！ 事件事故以外の相談などは#9110へ

「ためらわず すばやくあなたの 110番」

